

【記載例】

徳島太郎後援会規約

第1条（名称・所在地）

本会は、**徳島太郎後援会**と称し、主たる事務所を**徳島市**におく。

第2条（目的）

本会は、**徳島太郎**氏を後援することにより県政の発展と県民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
幹 事	若干名
会計責任者	1名
監 事	2名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額〇〇〇円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受けその監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、**令和〇年〇月〇日**より実施する。

※ **政治団体設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。**

（注 意）

これは、後援会の場合の規約の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。

- ①名称及び所在地に関する規定
- ②目的に関する規定
 - ア) 後援団体の場合は、被後援者の氏名の明記
 - イ) 非後援団体の場合は、政治的目的であることがはっきり分かる内容の明記
- ③会計年度に関する規定
- ④規約の実施年月日に関する規定（附則）

（その他）

設立後、名称、主たる事務所の所在地等の異動に伴い、当規約の内容に変更が生じる場合には、異動届提出の際に、変更後の規約を添付してください。